

Ref.2

②日本国特許庁(JP)

①特許出願公開

②公開特許公報(A) 平4-27887

③Int.Cl.³G 01 S 5/02
5/14
H 04 B 7/15
7/26

識別記号

府内整理番号

Z 8113-5J
8113-5J

106 Z

8523-5K
6942-5K

④公開 平成4年(1992)1月30日

H 04 B 7/15 Z
審査請求 未請求 請求項の数 1 (全6頁)

⑤発明の名称 伝送システム

⑥特許 平2-133231

⑦出願 平2(1990)5月23日

⑧発明者 鳥山 一郎 東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニー株式会社内

⑨出願人 ソニー株式会社 東京都品川区北品川6丁目7番35号

⑩代理人 弁理士 松隈 秀盛

BEST AVAILABLE COPY

明細書

発明の名称 伝送システム

特許請求の範囲

移動局から第1の衛星を介して固定局に測位開始信号を伝送し、

上記固定局がこの測位開始信号を受信すると、第1及び第2の基準信号を伝送し、

上記移動局が上記第1の衛星を介した上記第1の基準信号と第2の衛星を介した上記第2の基準信号とを受信し、

上記移動局で、上記測位開始信号を伝送してから上記第1の基準信号を受信するまでの時間と、上記測位開始信号を伝送してから上記第2の基準信号を受信するまでの時間とを計測し、

該計測したそれぞれの時間情報を上記移動局から上記固定局に伝送し、上記固定局で伝送される上記それぞれの時間情報に基づいて上記移動局の位置を測位するようにした伝送システム。

発明の詳細な説明

(産業上の利用分野)

本発明は、通信衛星を用いて移動体の測位を行う伝送システムに関する。

(発明の概要)

本発明は、通信衛星を用いて移動体の測位を行う伝送システムにおいて、移動体からの1個の衛星を介した1回線の固定局への伝送と、固定局からの2個の衛星を介した2回線の移動体への伝送とで、測位ができるようになり、移動体が1回線路だけの通信装置を搭載する簡単な構成で測位ができるようにしたものである。

(従来の技術)

従来、自動車、船舶等の移動体の位置を測定するときに、通信衛星を用いて測位することが行われている。この場合、例えば3個以上の衛星を使用すれば、それぞれの衛星からの信号を移動体で受信し、受信タイミングより得られる情報を基づいて4元の一次方程式を解くことで、移動体の位置が算出される。この測位システムは、数多くの

衛星を必要とすると共に、それに対応した数の受信装置が移動体側に必要で、さらに測位のための正確な演算を移動体側で行う必要があった。

これに対し、2個の静止衛星だけを使用すると共に、地上の固定局で測位のための演算を行うようにした移動体の位置測位システムが、特開昭61-48781号公報等に記載されているように提案されている。

この位置測位システムは、ジオスター・システム等と称され、例えば第3図に示す伝送システムにより測位が行われる。即ち、トラック等の移動体(I)の現在位置を測位する場合、この移動体(I)に、第1の静止衛星団からの電波の受信装置と、この第1の静止衛星団への電波の送信装置と、第2の静止衛星団への電波の送信装置とを設ける。そして、地上の固定局側には、第1の静止衛星団への電波の送信装置と、第1の静止衛星団からの電波の受信装置と、第2の静止衛星団からの電波の受信装置とを設ける。また、固定局側とは離れた位置に位置校正用固定局団を設ける。この位置

校正用固定局団は、第1の静止衛星団からの電波の受信装置と、この第1の静止衛星団への電波の送信装置とを設ける。この場合、信号を送出するまでの時間 t_1 は、常に一定の値とされ、固定局側にこの時間 t_1 の情報が記憶されている。ここで、移動体(I)から第1の静止衛星団へのパケット信号の伝送に要する時間を t_2 とし、移動体(I)から第2の静止衛星団へのパケット信号の伝送に要する時間を t_3 とする。

このそれぞれのパケット信号は、第1の静止衛星団及び第2の静止衛星団で中継されて、固定局側で受信される。ここで、第1の静止衛星団から固定局側へのパケット信号の伝送に要する時間を t_4 とし、第2の静止衛星団から固定局側へのパケット信号の伝送に要する時間を t_5 とする。

そして、固定局側では、第1の静止衛星団と第2の静止衛星団から受信したそれぞれのパケット信号の受信時刻と、固定局側自身が送出した同期信号の送信時刻と、固定局側と各静止衛星団及び(I)との距離から、各静止衛星団及び(I)と移動体(I)との距離を算出する。即ち、固定局側と各静止衛星団及び(I)との距離は、不要であるので予め固定

校正用固定局団は、第1の静止衛星団からの電波の受信装置と、この第1の静止衛星団への電波の送信装置と、第2の静止衛星団への電波の送信装置とを備える。

次に、このシステムにより測位する手順を第4図を参照して説明すると、まず固定局側からは、正確に時間管理された同期信号を第1の静止衛星団に向けて送出する。この同期信号は、測位を行うときに、第1の静止衛星団で中継されて、移動体(I)に搭載された受信装置により受信される。ここで、同期信号の固定局側から第1の静止衛星団への伝送に要する時間を t_1 とし、第1の静止衛星団から移動体(I)への伝送に要する時間を t_2 とする。

そして、移動体(I)では、この同期信号を受信してから所定時間 t_1 が経過すると、第1の静止衛星団に向けて、この移動体(I)の機械のID番号と受信信号に含まれる情報を含むパケット信号を送出する。また、同期信号を受信してから既定時間 t_1 が経過して、第2の静止衛星団に向けて、同

局側で判断できる。このため、各静止衛星団及び(I)を介して行われる移動体(I)と固定局側との間の伝送時間 $t_1, t_2, t_3, t_4, t_5, t_6, t_7$ の内、固定局側と各静止衛星団及び(I)との間の伝送時間 t_1, t_2, t_3, t_4, t_5 は距離から判断できる。この場合、時間 t_1 と t_2 及び時間 t_3 と t_4 は同一時間(距離)である。そして、既りの伝送時間 t_1, t_2, t_3, t_4 は、移動体(I)の位置により変化するが、時間 t_1 と t_2 とは同一距離の伝送なので同一時間であり、固定局側が同期信号を送出してから第1の静止衛星団からのパケット信号を受信するまでに要した時間 t_1 から、既知の時間 t_1, t_2, t_3, t_4 を減算することで、伝送時間 t_1, t_2, t_3, t_4 が算出される。そして、この伝送時間 t_1 が判ると、固定局側が同期信号を送出してから第2の静止衛星団からのパケット信号を受信するまでに要した時間 t_1 から、既知の時間 t_1, t_2, t_3, t_4 を減算することで、伝送時間 t_1 が算出される。

このようにして伝送時間 t_1, t_2, t_3, t_4 が算出され

(莫羅諾) 以下、本說明的第一頁範例字、第1圖樣及第2圖

(四) その他の問題として、荷物料金の割合の問題がある。これは、荷物の種類や量によって異なるため、正確な回答は難しいが、一般的に荷物の量が多いほど割合が高くなる傾向がある。

•୭୫୨୦୭୩୮୬୯

(3) 2782-4 國軍

(韓國子爵夫人之手稿)

ヨリ、近頃は本邦の通商は甚だ活発化され、外國との貿易も年々増加の一途を辿る。その結果として、外國の輸入品が増加する一方で、日本国内の生産品の輸出も伸びてゐる。特に、米穀や生糸などの農産物の輸出は、世界市場で高い評価を得て、大きな収益をもたらしている。

度で行われ、各静止衛星(12)及び(13)から移動体(11)への送信は、例えば4GHzの周波数で行われる。そして、地上の固定局(14)には、第1の静止衛星(12)への電波の送信装置と、第2の静止衛星(13)への電波の送信装置と、第1の静止衛星(12)からの電波の受信装置とを設ける。

次に、このシステムにより測位する手順を第2図を参照して説明すると、まず移動体(11)が現在位置を測位したいときには、移動体(11)から第1の静止衛星(12)に測位開始信号を送出する。このとき、移動体(11)は測位開始信号を送出した時間を記憶する。ここで、移動体(11)から第1の静止衛星(12)への測位開始信号の伝送に要する時間を t_{11} とする。

そして、第1の静止衛星(12)により中継されたこの測位開始信号を、固定局(14)で受信させる。ここで、第1の静止衛星(12)から固定局(14)への測位開始信号の伝送に要する時間を t_{12} とする。この測位開始信号を固定局(14)が受信すると、所定時間 t_{13} 後に、所定の識別信号が含まれた第1

の基準信号を第1の静止衛星(12)に送出する。また、測位開始信号を固定局(14)が受信してから所定時間 t_{14} 後に、所定の識別信号が含まれた第2の基準信号を第2の静止衛星(13)に送出する。ここで、固定局(14)から第1の静止衛星(12)への測位開始信号の伝送に要する時間を t_{15} とし、固定局(14)から第2の静止衛星(13)への測位開始信号の伝送に要する時間を t_{16} とする。

そして、第1の静止衛星(12)により中継された第1の基準信号を、移動体(11)で受信させる。また、第2の静止衛星(13)により中継された第2の基準信号を、移動体(11)で受信させる。この場合、移動体(11)では、受信した基準信号に含まれる識別信号より、どの衛星で中継された基準信号かが判別される。ここで、第1の静止衛星(12)から移動体(11)への第1の基準信号の伝送に要する時間を t_{17} とし、第2の静止衛星(13)から移動体(11)への第2の基準信号の伝送に要する時間を t_{18} とする。

そして、移動体(11)では、測位開始信号を送信

してから第1の静止衛星(12)からの第1の基準信号を受信するまでに要した時間 t_{11} と、測位開始信号を送信してから第2の静止衛星(13)からの第2の基準信号を受信するまでに要した時間 t_{18} とを計測する。

そして、移動体(11)はこの計測したそれぞれの時間 t_{11} 、 t_{18} の情報を、第1の静止衛星(12)を介して固定局(14)に伝送する。そして、固定局(14)では、計測したそれぞれの時間 t_{11} 、 t_{18} から各静止衛星(12)及び(13)と移動体(11)との距離を算出する。即ち、固定局(14)と各静止衛星(12)及び(13)との距離は、不变であるので予め固定局(14)で判断できる。このため、各静止衛星(12)及び(13)を介して行われる移動体(11)と固定局(14)との間の伝送時間 t_{11} 、 t_{12} 、 t_{13} 、 t_{14} 、 t_{15} 、 t_{16} 、 t_{17} 、 t_{18} の内、固定局(14)と各静止衛星(12)及び(13)との間の伝送時間 t_{11} 、 t_{12} 、 t_{13} 、 t_{14} 、 t_{15} 、 t_{16} は距離から判断できる。そして、残りの伝送時間 t_{17} 、 t_{18} は、移動体(11)の位置により変化する。ここで、時間 t_{11} と t_{18} とは同一距離の伝

送なので同一時間であり、移動体(11)が測位開始信号を送信してから第1の静止衛星(12)からの第1の基準信号を受信するまでに要した時間 t_{11} から、既知の時間 t_{12} 、 t_{13} 、 t_{14} 、 t_{15} を減算することで、伝送時間 t_{17} (t_{18})が算出される。

また、移動体(11)が測位開始信号を送信してから第2の静止衛星(13)からの第2の基準信号を受信するまでに要した時間 t_{18} から、既知の時間 t_{12} 、 t_{13} 、 t_{14} 、 t_{16} と算出した時間 t_{17} とを減算することで、伝送時間 t_{18} が算出される。

このようにして伝送時間 t_{11} 、 t_{18} が算出されると、伝送速度からこの時間情報 t_{11} 、 t_{18} が距離情報に換算でき、移動体(11)と各静止衛星(12)及び(13)との距離が求まる。そして固定局(14)では、さらにこの2つの距離と各静止衛星(12)及び(13)の正確な位置情報を基づいて、移動体(11)の2次元的な位置を算出し、この算出した2次元的な位置情報と、固定局(14)が備える地勢図のデータベースを用いて、移動体(11)の3次元的な位置を算出する。このときの位置算出は、従来と同様

に行われる。また、この座標位置の算出を行う場合に、各サービスエリア内に位置校正用固定局(図示せず)を設け、固定局(14)と位置校正用固定局との間で、各静止衛星(12)及び(13)を介して信号の伝送を行い、返送される信号に基づいて検出した座標位置の校正を行い、より正確な測位を行うようにしても良い。

このように本例によると、移動体(11)から静止衛星を介した1回線の伝送と、固定局(14)から静止衛星を介した2回線の伝送とで、移動体(11)の測位ができる。このため、移動体(11)は静止衛星への送信装置として1回線分だけ整備すれば良く、移動体(11)が備える測位のための装置が小型化できる。特に、衛星への送信装置は送信アンテナ等の大形の装置が必要で、自動車のような小型の移動体(11)への測位装置の設置が少ないスペースで出来る。この場合、測位のための演算は固定局(14)側で行うので、測位の精度が落ちることはない。なお、移動体(11)が搭載する受信装置は、比較的大電力の信号を受信するので、送信装置に比

べて小型に構成でき、2回線分の設置でもスペースを取らない。また、静止衛星自体も、移動体(11)からの比較的小電力の信号を中継するものは第1の静止衛星(12)だけで良く、第2の静止衛星(13)は固定局(14)からの大電力の信号を中継する機能だけ良く、第2の静止衛星(13)として汎用の通信衛星が使用でき、測位のための専用の衛星として第1の静止衛星(12)だけを用意すれば良い。

なお、上述実施例においては、トラック等の自動車の測位を行う伝送システムとしたが、船等他の移動体の測位を行う伝送システムにも適用できる。また、上述実施例に示した送信周波数は、一例を示したもので、使用条件に応じて各種周波数を選定すれば良い。さらにまた、本発明は上述実施例に限らず、その他の種々の構成が取り得ることは勿論である。

(発明の効果)

本発明によると、移動体側が1回線用の送信装置だけを搭載する簡単な構成で測位ができると共に

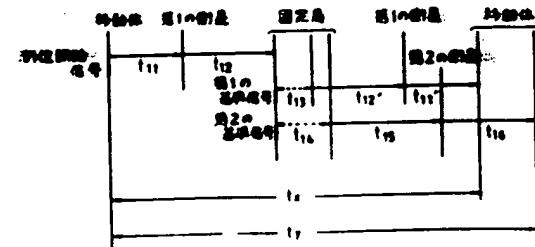
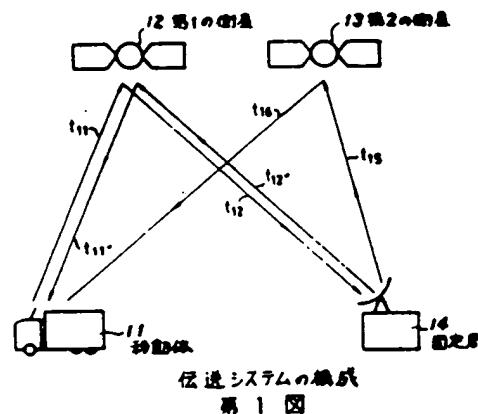
に、移動体側からの信号を中継する衛星も1個で良く、簡単な構成で正確な測位ができる。

図面の簡単な説明

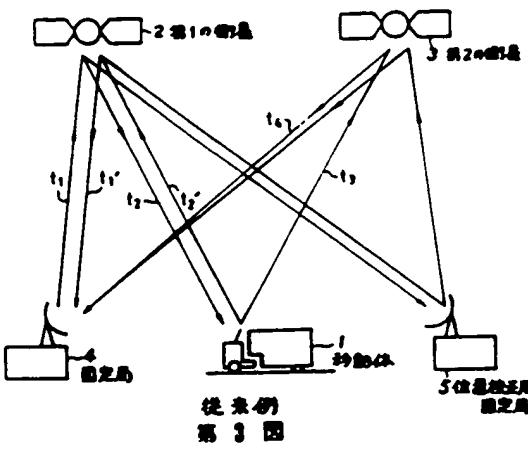
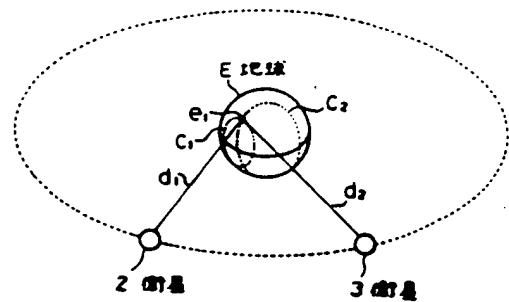
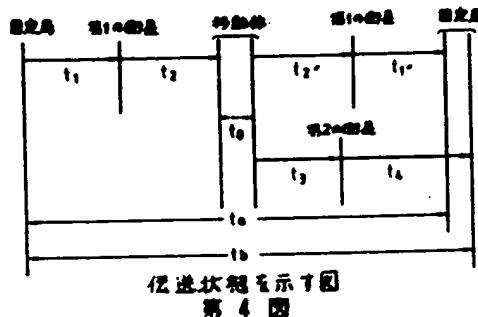
第1図は本発明の一実施例を示す構成図、第2図は一実施例の説明に供するタイミング図、第3図は従来例の構成図、第4図は従来例の説明に供するタイミング図、第5図は位置の算出状態の説明図である。

(11)は移動体、(12)は第1の静止衛星、(13)は第2の静止衛星、(14)は固定局である。

代理人 松原秀盛



伝送状態を示す図
第2図

従来例
第3図取出状態説明図
第5図伝送状態表示図
第4図

**This Page is Inserted by IFW Indexing and Scanning
Operations and is not part of the Official Record**

BEST AVAILABLE IMAGES

Defective images within this document are accurate representations of the original documents submitted by the applicant.

Defects in the images include but are not limited to the items checked:

- BLACK BORDERS**
- IMAGE CUT OFF AT TOP, BOTTOM OR SIDES**
- FADED TEXT OR DRAWING**
- BLURRED OR ILLEGIBLE TEXT OR DRAWING**
- SKEWED/SLANTED IMAGES**
- COLOR OR BLACK AND WHITE PHOTOGRAPHS**
- GRAY SCALE DOCUMENTS**
- LINES OR MARKS ON ORIGINAL DOCUMENT**
- REFERENCE(S) OR EXHIBIT(S) SUBMITTED ARE POOR QUALITY**
- OTHER:** _____

**IMAGES ARE BEST AVAILABLE COPY.
As rescanning these documents will not correct the image
problems checked, please do not report these problems to
the IFW Image Problem Mailbox.**